

令和7年度

さつき児童会



入会のご案内

令和7年度の入会受付期間

令和6年12月6日（金）～令和7年1月31日（金）

お問い合わせ

さつき児童会

電話 0829-30-7745

廿日市市平良山手11-47

みやうち廿日市駅前ビル2F

この入会案内は入会後も必要です。大切に保管してください。

目 次

- さつき児童会の概要・・・・・・・・・・ 1
- 主な活動内容／持参物・・・・・・・・・・ 2
- 入会基準／入会申込の手続き・・・・・・・・ 3
- 入会申込に必要な書類・・・・・・・・・・ 4
- 入会決定について・・・・・・・・・・ 5
- 年度途中の入会・変更・退会など・・・・ 6
- 利用料とおやつ代／納付方法・・・・・・・・ 7
- 連絡事項・注意事項・・・・・・・・・・ 8
- よくある質問と回答・・・・・・・・・・ 13

さつき児童会の概要

【目的】

さつき児童会は、放課後、保護者が就労などによって家庭で保育できない場合に、児童を保育し児童の健全な育成を図ることを目的としています。

【対象児童】

廿日市市内の小学校に就学している児童で、放課後、家庭で保育を受けることができない児童（詳しくは2ページの入会基準をご覧ください）

【開会日】

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの休会日を除く日。
※新1年生も4月1日から利用できます。

【休会日】

日曜日、祝休日／8月13日～16日／年末年始（12月29日～1月3日）

【開会時間】

平日・・・放課後～18時まで（延長利用19時まで）
土曜日など・・・8時～18時まで（延長利用19時まで）

【利用時間】

平日・・・放課後から就労証明書に記載の終業時刻のおおむね1時間後まで
土曜日など・・・就労証明書に記載の始業時刻のおおむね1時間前から就労証明書に記載の終業時刻のおおむね1時間後まで

【利用料】

月額3,000円（延長利用①：月額3,600円、延長利用②：4,200円）
※利用料とは別におやつ代等が必要です。詳しくは6ページをご覧ください。

その月に1日でも在籍している場合、出欠にかかわらず、お支払いいただきます。

さつき児童会の主な活動内容

【宿題】

- ・宿題は、来会後に自主的に取り組むように声かけをします。
学習指導は行いませんので、宿題の内容は、ご家庭で確認をお願いします。
- ・来会時刻が遅くなった場合や行事に参加する場合などには、宿題をする時間の確保ができないことがあります。

【おやつ・昼食】

- ・おやつは基本的に市販のおやつを提供します。
- ・昼食は基本的には持参していただきます。長期休暇中に子ども達で昼食を作るクッキングデーを設ける予定です。

【外遊び】

- ・外遊びが可能な時は、公園に行きます。長期休暇中はバスや電車を使って遠くの公園に遊びに行くこともあります。

【室内遊び】

- ・伝承遊び、ブロック、塗り絵、パズル、ボードゲーム等、様々な遊びを用意しています。

持参物について

- ・連絡ノート（さつき児童会と保護者の方とのやりとりが必要です）
- ・着替え（必要な方）
- ・水筒（長期休暇中も毎日持ってくるようにしてください）
- ・帽子（外遊びに行く時に着用します）
- ・お勉強道具と筆記具（宿題その他さつき児童会で取り組むものを持ってきてください。）
- ・昼食（さつき児童会には給食はありません。お昼を挟む利用の時は必ずお持ちください。）

※原則として、おもちゃやゲーム機等のご家庭での遊び道具の持ち込みはご遠慮ください。

ただし、何らかの理由がある場合はこの限りではありませんので、事前にさつき児童会にご相談ください。なお、壊れたり無くなったりした場合には、さつき児童会では一切の責任を負いかねます。ご家庭でよくご相談ください。

入会基準

次の①～⑥の条件をすべて満たす場合に対象となります。

- ①廿日市市内の小学校に就学している児童であること。
- ②保護者と同居のご家族（18歳以上65歳未満）の全員が、就労、疾病・負傷、出産、通学などにより、放課後に家庭で保育ができないこと。
- ③令和5年度以前の利用料、おやつ代などに未納がないこと。（他児童会含む）
- ④入会後に入会基準を満たさなくなった場合、速やかに申し出ていただけること。
- ⑤入会申込書などの提出書類に虚偽の記載があった場合や利用料などの納付がない場合などに退会を勧告されることに同意していただけること。
- ⑥この入会案内のほか、さつき児童会の利用上のルールを守って、利用していただけること。ただし、次のa～cにより、入会を承認できない場合があります。
 - a. 入会希望者がさつき児童会の定員を超える場合。
 - b. さつき児童会で対応できる範囲を超えた配慮を要する児童である場合
 - c. その他、運営上支障があると判断した場合

入会申込の手続き

【申込】

入会申込書と添付書類を、受付期間内に下記の提出先に提出してください。

【受付期間】

令和6年12月6日（金）～令和7年1月31日（金）※郵送の場合、消印有効
※受付期間後に申し込まれた場合、5月以降の入会決定となる場合があります。

【提出先】（持参可能です）

〒738-0007 廿日市市平良山手11-47-2F さつき児童会 宛

入会申込に必要な書類

【提出書類】

- ①入会申込書（児童1人に付き1枚必要）
- ②保護者と同居のご家族（18歳以上65歳未満）全員が放課後に児童の保育ができないことを証明する書類（児童2人目以降はコピー可）
※年齢の基準日は、令和7年4月1日時点です。

主な事由	提出書類	備考
雇用されている方 (勤務予定を含む) 自営業・農業の方	①就労証明書 ※受付期間内に提出が間に合わない場合は申立書	市内保育園の入園申込時に提出した就労証明書の写しなのでも可
求職活動中の方	①申立書 ②ハローワークの受付票の写し	求職開始月から起算して、最長3か月まで入会可能（手続きは毎月必要）
産前産後の方	①申立書 ②母子手帳の写し	産前6週・産後8週入会可能
疾病・障がいのある方 介護・看護をしている方	①申立書 ②障がい者手帳または診断書の写し	
大学生・専門学生など	①申立書 ②学生証の写し、在学証明書など	

※児童を保育できないことを証明する書類を受付期間内に提出できない場合は、「申立書」に児童を保育できない理由と不足書類の提出時期を記入して提出してください。

【入会申込書 記入のしかた】

- ・現在入会中の児童であっても、年度ごとに入会申込が必要です。
- ・「入会申込書」は児童1人につき1枚必要です。
※1枚に2名以上を記入しないでください。
- ・入会児童の学年は、令和7年度4月時点の新学年を記入してください。
- ・「健康面で気になること～その他集団生活をする上で気になること」は、児童を保育する上で大切な情報です。小学校に伝達済みの事項や継続入会の場合でも必ず記入してください。
- ・「同居の家族状況」には、入会児童を除く同居者全員の情報を記入してください。
- ・年齢は、令和7年度4月時点の年齢で記入してください。
- ・提出書類への記入は、はっきりとした字で記入してください。
(鉛筆やインクの消せるボールペン、修正液や修正テープは使用しないでください)

入会決定について

(1) 入会決定の時期（4月入会の場合）

令和7年2月中旬（予定）にさつき児童会より入会の決定をお知らせします。
定員を大きく超える申込があった場合は、抽選を行います。

(2) 抽選に外れた方は申込書を返却しますので、市の児童会に速やかに申し込むことで申込期間外でも市の児童会に受け入れ可能です。

※申し込み期間中に市の児童会と民間児童会どちらとも入会決定となった場合、二重の入会はできませんので、入会しない方には退会届を提出する必要があります。

【入会後に手続きが必要な場合】

(1) 家族状況が変わった場合

・保護者変更、市内転居などの場合には、「利用変更申請書」を提出してください。

(2) 就労状況が変わった場合

・勤務先の変更、勤務条件の変更などにより、入会申込時に提出した「就労証明書」から就労状況が変わった場合には、「就労証明書」を再提出してください。

・就労証明書の雇用契約期間が「有」（有期雇用契約）の方で、雇用契約期間が更新となった場合にも「就労証明書」の再提出が必要です。

※就労状況の変更などにより、入会基準を満たさなくなった場合には、利用を継続することができません。速やかに退会届を提出してください。

年度途中の入会・変更・退会など

【利用月の変更、退会、提出書類】

(1) 申請区分・申請期限・提出書類

・申請区分ごとに定められた申請期限までに、必要な書類を提出してください。

申請区分	申込期限	提出書類
入会	入会希望日の前月の15日まで	入会申込書、就労証明書など
利用月を追加	利用追加希望月の前月の15日まで	利用変更申請書
延長利用を開始	延長利用希望月の前月の15日まで	利用変更申請書
利用月を取消	取消希望月の前月末日まで	利用変更申請書
延長利用を終了	終了希望月の前月末日まで	利用変更申請書
退会	退会日の翌日から起算して5日以内	退会届

(2) 提出先

- ・さつき児童会
- ・利用月の変更や退会の場合、さつき児童会からの承認通知などは発行されません。

【利用の承認などの取り消しについて】

・以下に該当するとさつき児童会が判断した場合には、利用の承認を取り消すことがあります。

- ①就労実態などの家庭状況から、放課後に家庭で保育ができると判断した場合
- ②利用料やおやつ代などの納付がなく、督促などにも応じていただけない場合
- ③入会申込書などの提出書類に虚偽や不正があった場合
- ④利用上のルールを守って、利用していただけない場合
- ⑤その他、さつき児童会が児童会事業の運営上支障があると判断した場合

利用料とおやつ代

【利用料（児童1人につき・月額*1）】

	通常利用 ～18:00*2	延長利用① ～18:30*2 *3	延長利用② ～19:00*3
児童1人目	3,000円	3,600円	4,200円
児童2人目以降	1,500円	2,100円	2,700円

*1 利用料は、その月に1日でも在籍している場合、出欠にかかわらず利用料をお支払いいただきます。

*2 通常利用の方で、規定の時間（18:00）を過ぎての利用が1日でも発生した場合、その月は延長利用1の利用料になります。（差額分600円を請求いたします）

*3 通常利用・延長利用1の方で、規程の時間（18:30）を過ぎての利用があった場合、その過ぎた利用日ごとに追加料金（1回600円）を請求いたします。

【おやつ代（児童1人につき）】

おやつ代	80円/1日
------	--------

おやつ代は出席日数で計算させていただきます、翌月に請求いたします。

【イベントなどの参加費や材料費】

その都度お知らせします。（例）宮島遠足：交通費、カレー作り：材料費

納付方法

【利用料の納付方法】

(1) 口座振替（入会決定時に口座振替依頼書をお渡します）

・さつき児童会の利用料は、原則として口座振替で納付してください。

※継続入会で、引き続き同じ口座からの振替をご希望の場合は、手続き不要です。

(2) 口座振替依頼書の提出先

・さつき児童会入会決定後、口座振替依頼書をさつき児童会開設事務局へ提出してください。※さつき児童会開設事務局はさつき第2保育園内です

連絡事項・注意事項

【連絡ノート】

- ・ご家庭とさつき児童会との連絡に使用します。連絡事項や出欠席の確認など毎日、目を通して確認した上で、必ずお子さまに持たせてください。
- ・お子さまの体調が良くない場合、下会（帰宅）方法が通常と異なる場合など、連絡事項がある場合は必ずご記入ください。

【欠席】

- ・欠席することが事前に分かっている場合、前日までに連絡ノートに記入してお知らせください。お子さまの口頭による連絡で正確に確認できない場合は、安全確保のために、保護者の方に確認の電話をさせていただくことがあります。
- ・学校を欠席または早退した場合には、さつき児童会にもご連絡ください。

【利用時間のルール】

- ・さつき児童会は保護者や同居のご家族が、就労などで放課後に不在の間に、利用いただけます。
 - ・就労証明書に記載された終業時刻からおおむね1時間までが利用可能時間です。（例 父：17時、母：15時まで就労→16時まで利用可能）
- ※通勤に1時間以上かかる方、夜勤などで放課後の時間が睡眠時間となる場合などは、この限りではありません。
- ・保護者の希望により、一斉下会時間より早く下会させることもできます。
 - ・塾や習い事などで下会した後の再来会は、原則としてお断りしています。（さつき勉強会は除く）

【服薬】

- ・投薬は医療行為にあたるため、職員が行うことができません。
- ・服薬は、お子さまが自分で行うことになります。安全管理のため、薬の用途や服薬時刻などについて、連絡ノートに必ず記入してください。

【学級閉鎖等】

- ・学級閉鎖（学年閉鎖などを含む）となったクラスのお子さまは、感染の有無にかかわらずさつき児童会を利用できません。
- ・学級閉鎖は、疾病の感染拡大を防止するための措置ですので、ご理解くださいますようお願いいたします。

【下会方法】

- ・児童会からの下会（帰宅）は、原則として保護者の方のお迎えが必要です。
- ・保護者の方が、児童のみでの下会が可能だと判断された場合で、児童のみでの下会を希望される場合は、連絡ノートにその旨を記入してください。
- ・児童のみで下会の場合、児童の安全のため、同じ時刻（原則毎時30分ごと）の希望児童をまとめて児童会から送り出します。

児童のみの最終下会時刻

4月～8月	9月	10/1-15	10/16-1/31	2月	3月
18時	17時30分	17時	16時30分	17時	17時30分

【開会日】

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの下記休会日を除く日

※新1年生も4月1日から利用できます。

【休会日】

日曜日、祝休日 / 8月13日～16日 / 年末年始（12月29日～1月3日）

【開会時間】 児童会の開会時間は次のとおりです。

	通常利用	延長利用
平日	放課後～18時00分まで	放課後～19時00分まで
土曜日・学校代休日・長期休業中	8時00分～18時00分まで	8時00分～19時00分まで

※学校行事などで下校時刻に変更があった場合、開会時刻を変更することがあります。

【利用時間】

平日 放課後～就業証明書に記載の終業時刻のおおむね1時間後

（例 父：17時、母：15時まで就業→16時まで利用可能）

土曜日など 就業証明書に記載の始業時刻のおおむね1時間前

～就業証明書に記載の終業時刻のおおむね1時間後

※利用可能時間にかかわらず、勤務が早く終わった場合などは、できるだけ早めにお迎えにきていただき、ご家庭でお過ごしください。

長期休業期間はこちら（※暦により前後することがあります）

夏休み	冬休み	春休み
7/21～8/31	12/24～翌年1/6	3/26～4/7

大雨警報等または警戒レベル3 (高齢者等避難) 発令時の対応

・大雨警報、洪水警報、暴風警報または警戒レベル3（高齢者等避難）が発令された場合、児童会は下表のと通りの対応となります。

【小学校登校日の場合】

小学校の対応	児童会の対応
<p style="text-align: center;">臨時休校</p> <p>※自宅待機後の臨時休校を含みます。</p>	<p style="text-align: center;">臨時休会</p>
<p style="text-align: center;">登校</p> <p>※自宅待機後の登校、登校後の授業の打ち切りなどの場合を含みます。</p>	<p style="text-align: center;">開会</p> <p>（下会時のお迎えが必要です。）</p> <p>※1人下会予定の児童の保護者の方は、児童会にお迎え見込み時間を連絡してください。</p> <p>※さつき児童会から保護者の方に電話で連絡をする場合があります。</p>

【小学校休業日の場合】（土曜日・長期休業期間・長期休業期間の学校登校日）

警報発令の時刻	児童会の対応
<p>開会前・開会中・警報発令後に解除のいずれの場合でも</p>	<p style="text-align: center;">開会</p> <p>（来会・下会時の送迎が必要です。）</p> <p>※<u>さつき児童会職員に児童を直接引き渡してください。</u></p>

特別警報または警戒レベル4 (避難指示) 発令時の対応

・特別警報または警戒レベル4（避難指示）が発令された場合、児童会は下表のと通りの対応となります。

【小学校登校日の場合】

小学校の対応 (特別警報発令の時刻)	児童会の対応
<p style="text-align: center;">臨時休校</p> <p style="text-align: center;">※自宅待機後の臨時休校を含みます。</p>	<p style="font-size: 2em;">臨時休会</p>
<p style="text-align: center;">登校</p> <p style="text-align: center;">※自宅待機後の登校、登校後の授業の打切りなどの場合を含みます。</p>	
<p style="text-align: center;">13時までに特別警報が発令</p>	
<p style="text-align: center;">13時以降に特別警報が発令 ※発令後、解除された場合を含みます。</p>	<p style="text-align: center;">保護者引き渡し <u>(速やかにお迎えが必要です。)</u></p> <p>※さつき児童会から保護者の方に電話などで連絡する場合があります。</p> <p>※状況によって、<u>さつき児童会から避難場所に避難している場合があります。</u></p>

【小学校休業日の場合】（土曜日・長期休業期間・長期休業期間の学校登校日）

特別警報発令の時刻	児童会の対応
午前6時までに特別警報が発令	臨時休会
午前8時以降に特別警報が発令	<p style="text-align: center;">保護者引き渡し <u>（速やかにお迎えが必要です。）</u></p> <p>※さつき児童会から保護者の方に電話などで連絡をする場合があります。 ※状況によって、<u>さつき児童会から避難場所に避難している場合があります。</u></p>

震度5弱以上の地震発生時の対応

地震の発生時刻	児童会の対応
<p style="text-align: center;">前日～開会前に 震度5弱以上の地震が発生</p>	臨時休会
<p style="text-align: center;">開会中に 震度5弱以上の地震が発生</p>	<p style="text-align: center;">保護者引き渡し <u>（速やかにお迎えが必要です。）</u></p> <p>※さつき児童会から保護者の方に電話などで連絡をする場合があります。 ※状況によって、<u>さつき児童会から避難場所に避難している場合があります。</u></p>

保護者の方に直接連絡する場合について

・以下の場合には、お子さまの安全確保のため、保護者の方に直接連絡することがあります。

- ①警報発令や地震発生等の緊急時にお迎えをお願いする場合
- ②お子さまがケガをしたり、体調が悪くなったりした場合
- ③欠席の連絡がないのに、お子さまが来会されない場合
- ④お子さまの下会時刻やお迎えの有無について確認が必要となった場合
- ⑤その他、お子さまの安全確保のため、至急連絡が必要となった場合

よくある質問と回答

Q.廿日市市の児童会と併用利用はできますか？

→児童一人が登録できるのは1か所のみのため、併用利用はできません。

Q.申し込んだらすぐに入会できますか？

→一斉入会の申込み受付は、提出期限を令和7年1月31日（金）17時までとしています。さつき第2保育園内のさつき児童会事務局に提出してください。

年度途中からの入会は、入会希望月の前月15日まで（15日が休会日の場合、15日より後の開会日）に提出してください。

Q.産休中に利用できますか？

→出産前後の入会は、産前6週、産後8週の期間で利用できます。

Q.求職活動中に利用できますか？

→求職活動中である旨の申立書とハローワーク受付票の写しを1か月ごとに提出することで、最長3ヶ月までの利用が可能です。

Q.仕事が休みの日も利用できますか？

→保護者の方や同居のご家族が、どなたかおひとりでもお仕事が休みの日は利用できません。

児童会は、保護者の方が就労などにより家庭で保育ができない場合に児童を保育することを目的とした事業です。お仕事がお休みの日には、**お子さまとご家庭でお過ごしください。**